

給与

職員の給与は、大別すると「給料」と「諸手当」に区分されます。その内容は次のとおりです。

給料：初任給は右表のとおりです。採用前の学歴等に応じて一定の基準により加算されます。

手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

大学卒業程度	事務職・技術職	222,900円
	研究職	237,000円
短大卒業程度	技術職	210,600円
高校卒業程度	事務職・技術職	189,700円
警察官 A		255,200円
警察官 B		213,700円
看護師		252,300円

※ 令和6年4月1日現在
 ※ 医療技術系職種や獣医師等の職種の初任給は職種や勤務内容により異なりますので、各受験案内で確認してください。

昇任

主事又は技師などとして採用され、その後は能力主義により上位の職へ昇任することができます。警察官については、巡査として採用され、その後は昇任試験等により上位の階級に昇任することができます。

◆ 昇任例（知事部局事務系）



福利厚生

住居：県内各地に世帯用、単身者用の職員住宅があります。
健康管理：各種健康診断や人間ドックを受けることができます。

勤務時間・休日・休暇制度

勤務時間：原則として、午前8時30分から午後5時15分まで

休日：土曜日、日曜日を休日とする完全週休2日制
 配属先によっては、交替制勤務となる場合があります。

休暇制度：1年間に20日（4月採用の場合、その年は15日）の年次有給休暇の他、夏季休暇、ボランティア休暇などがあります。

在宅勤務：

職員の仕事と家庭生活の両立を支援し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図るため、在宅勤務が可能な職場環境を整えています。

時差出勤制度：

勤務時間を最大8パターンから選択できる時差出勤制度があります。

（パターン例）

- ・ 午前7時30分から午後4時15分まで
- ・ 午前8時から午後4時45分まで
- ・ 午前9時から午後5時45分まで
- ・ 午前9時30分から午後6時15分まで

育児休業取得者の声

▶ 育児休業を取得した経緯は

妻の退院日から約3か月間、育休を取得しました。子どもの成長をそばで見守りたかったのと、妻の負担軽減という理由からです。妻と相談し、色々なことにチャレンジするつもりで、夫婦一緒に育児のスタートを切ることを決めました。

▶ 育児休業を取得してみてもいかがでしたか

おむつ交換やミルク、料理・買い出し、掃除・洗濯など様々なことを行いました。大変忙しい日々でしたが、一緒に悩みながら幸せな時間を過ごせたのは何よりの思い出です。主体的に育児に関わるきっかけになりましたし、時間の使い方や働き方を見直す貴重な機会にもなりました。

▶ 子育て中のパパの働き方は

現在は、育児時間制度を活用しながら、保育園の送り迎えをしています。帰宅後は子どもと遊びながら、夕飯の準備を妻と協力して行っています。子どもの急な発熱や通院時にも柔軟に休みを取らせていただき、上司や同僚からの理解とサポートには深く感謝しています。効率的に仕事をするのはもちろん、日頃から周囲とのコミュニケーションを取ることが大切だと思います。

▶ 育児休業取得状況（知事部局）

男性：80.7% 女性：97.4%（令和5年度）

※出典：山形県特定事業主行動計画の取組みの実施状況及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表について



一緒に悩みながら
幸せな時間を
過ごせました

佐藤 大介
 産業労働部雇用・産業人材育成課
 働く女性サポート室
 （行政）
 育児休業期間
 令和5年12月～令和6年3月

仕事と子育て・家庭生活の主な両立支援制度（令和7年2月1日現在）

妊娠	出産	1歳	2歳	3歳	小学校入学	中学校入学
母体保護のための各休暇	妊婦の検診を受けるための休暇					
	産前産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間				
	妻の出産時の休暇	出産予定日1週間前から出産の日後2週間において3日以内				
	妻の出産時の子育て休暇	妻が出産する場合で、産前6週（多胎妊娠の場合は14週）、出産の日以後1年の期間内で、生まれた子または小学校就学前の子を養育する場合、5日以内				
	育児休業（無給）	3歳未満の子を養育する場合、子が3歳に達するまで ※子が1歳に達するまでは地方公務員共済組合等から育児休業手当金が支給				
	育児時間	3歳未満の子を育てる場合、1日90分以内				
	育児短時間勤務（一部減額）	小学校就学前の子を養育する場合、勤務時間を週19時間25分～24時間35分に短縮することが可能				
	子ども看護休暇	1. 中学校就学前の子の看護等を行う場合、1年度5日（子が2人以上の場合10日）以内 2. 小学校就学前の子に特定の健康診査や予防接種等を受けさせる場合、必要な期間。				